

第1章

環境施策の展開

1 健全な環境の確保



環境汚染や公害、健康リスクなどのない、自然災害に強い、誰もが健康
で安心して暮らせるまちをめざします。

1-1 きれいな空気

(1) 大気環境の保全、自動車の排出ガス対策

① 二酸化窒素*調査

大気汚染物質の多くは、物が燃焼する過程において発生します。発生源としては、固定発生源である工場等のばい煙と、移動発生源である自動車等の排出ガスなどがあります。汚染物質には、硫黄酸化物、窒素酸化物、一酸化炭素等があり、光化学スモッグの主な原因物質にもなっています。市内全域を経緯度法により500m四方に分割（メッシュ）し、それぞれのメッシュ中心付近の61地点を選び出し、夏季、冬季の年2回、簡易法（フィルターバッチ法）による大気中の二酸化窒素濃度を調査しています。

※詳細な調査結果については、資料編の70～73ページに掲載しています。

② 大気粉じん調査

大気中の粉じん量等の大気汚染物質の実態を把握するため、夏季・冬季の年2回大気粉じん調査を実施しています。調査に当たり、ニッケルは環境中の有害大気汚染物質による健康リスクの低減を図るために設定された指針値、アスベスト*は大気汚染防止法で定めた石綿製品製造事業所が遵守しなければならない敷地境界における基準値、その他の物質は、労働安全衛生法で定めた作業環境評価基準値を準用しています。

※詳細な調査結果については、資料編の74ページに掲載しています。

③ 公共施設アスベスト*調査

現在、稼働中の煙突にアスベストを使用している施設からの排気中のアスベスト含有の有無について、施設の4方向敷地境界線上での測定を年1回実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の74ページに掲載しています。

④ ダイオキシン類*調査

ダイオキシン類は、塩素を含む物の燃焼に伴って発生するほか、化学物質の製造工程などにおいても副生成物として発生するなど発生原因は多岐にわたっています。

大気中のダイオキシン類濃度レベルを把握するため、7日間測定による調査を1地点で年2回実施しています。

なお、埼玉県生活環境保全条例により、野外焼却等が禁止されているため、ドラム缶や地面での野外焼却を行わないよう事業者及び市民の皆様の協力を求めているところです。

※詳細な調査結果については、資料編の74ページに掲載しています。

○大気調査結果まとめ

大 気 調 査	調査内容	調査地点	調査回数	調査項目	調査結果
	①二酸化窒素調査	・市内 61 地点	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 72 時間測定	・二酸化窒素	・基準値に適合
	②大気粉じん調査	・保健センター	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 24 時間測定	・浮遊粉じん量 ・亜鉛 ・総クロム ・カドミウム ・鉛 ・ニッケル ・バナジウム	各項目とも、 基準値に適合
			・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 4 時間測定	・アスベスト	基準値に適合
	③公共施設アスベスト調査	・中央公民館 ・東朝霞公民館 ・西朝霞公民館 ・内間木公民館 ・浜崎学校給食センター ・朝光苑 計 6 施設	・年 1 回 (施設ごと) 1 回 4 時間測定 (敷地境界線上 4 方向)	・アスベスト	各施設とも、 基準値に適合
	④ダイオキシン類調査	・保健センター	・年 2 回 (7 月・1 月) 1 回 168 時間測定	・ダイオキシン類	基準値に適合

※詳細な調査結果については、資料編の70～74ページに掲載しています。

⑤ 常時監視測定

大気汚染物質を監視するために、埼玉県では大気汚染常時監視測定局を各地に設置しており、本市近辺には和光市、新座市の住宅地域等に地域全体の状況を把握する一般環境大気測定局が、和光市の道路沿道には自動車排出ガス測定局が設置されています。

※詳細な調査結果については、資料編の74～76ページに掲載しています。

野外焼却（野焼き）は、原則禁止です！

廃棄物（ごみ）を屋外で焼却すること、いわゆる「野焼き」は、法律や埼玉県の条例により、工場・事業所はもちろん、一般家庭でも原則禁止とされています。法令に適合しない焼却炉やドラム缶を使用しての焼却も同様です。これに違反した場合、懲役や罰金が科せられます。

《野外焼却は、なぜいけないの？》

野外焼却は、燃焼温度が低いため、焼却物の種類によっては、ダイオキシンが発生することが大きな問題です。（ダイオキシンは800度以上で分解されるといわれています。）また、煙や臭気、飛散した灰により近隣の方へ迷惑をかけることもあります。（窓を開けていたら煙が家の中に入ってきた、洗濯物に臭いや灰がついたなど）さらには、火の粉が飛散し火災の原因となる危険性もあります。



【野外焼却（野焼き）の指導件数】

年度	件数
令和3年度	18
令和2年度	17
令和元年度	14

※野外焼却禁止規定の例外

- ・国や地方公共団体が施設の管理、災害の予防・応急対策のため行うもの
- ・風俗習慣上や宗教上の行事のためのもの（例：神社のお焚き上げなど）
- ・農業、林業、漁業を営むためやむを得ないもの（例：農業の稲藁の焼却など）
- ・日常生活上の軽微なもの（例：落ち葉焚き、草木染の灰をつくるなど）

アイドリング・ストップのすすめ！

皆さんは、自動車等の利用時にアイドリング・ストップ（駐停車時のエンジン停止）をしていますか？

アイドリング・ストップには、騒音・悪臭・大気汚染・地球温暖化の防止、ガソリンの節約などの効果があります。自動車等を運転する時はアイドリング・ストップを心がけましょう！

【アイドリングストップの指導件数】

年度	件数
令和3年度	2
令和2年度	1
令和元年度	1



⑥ 光化学スモッグ

自動車や工場などから大気中に排出されるガスは、窒素酸化物や炭化水素を含んでいます。これらのガスは、太陽からの紫外線を受けて複雑な化学反応（光化学反応）を起こし、光化学オキシダントが発生します。この光化学オキシダントの濃度が高くなると、目やのどの痛み、息苦しさなどの症状が現れます。また、植物にも被害を与え、アサガオやサトイモなどの葉の表面に白色や褐色の斑点が現れます。

春から秋にかけて、気温が高く、風が弱い晴れた日に光化学オキシダントの濃度が高くなると、遠くがかすんで見えることがあります。これを光化学スモッグと呼んでいます。

埼玉県では「埼玉県大気汚染緊急時対策要綱」を制定し、光化学スモッグの主要な指標となっている光化学オキシダントの常時測定を行い、発令基準に達すると各地区（朝霞市は県南中部地区に属しています。）ごとに注意報等を発令しています。

市では、県からの注意報等の発令を受けた場合、「朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災行政無線や市ホームページ等により注意を呼びかけています。

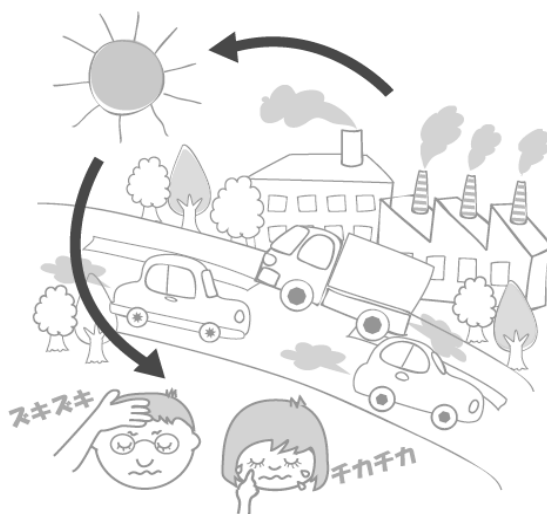
光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら

《どんなときに発生するの？》

時期的には5～9月、天気は晴れで、風が弱く、気温が25度以上の時に発生しやすいとされています。

《光化学スモッグ注意報・警報が発令されたら？》

光化学スモッグ注意報・警報が発令された場合、市では、防災行政無線等で市民の皆さんにお知らせし、注意を呼びかけています。市民の皆さんは、健康被害にあわないために、①屋外での激しい運動は避ける、②目などに刺激を感じたらすぐ屋内に入ることを心がけてください。また、乳幼児、お年寄り、病弱な人は、健康な成人よりも被害をうけやすいので、特に注意してください。また、自動車の使用を控えるよう、ご協力ください。



【県南中部地区の光化学スモッグ発令状況】

種類 年度	予 報	注意報	警 報	重大緊急報	健康被害届出人数
令和3年度	2	2	0	0	0 (0)
令和2年度	2	6	0	0	0 (0)
令和元年度	9	6	0	0	0 (0)

※表中の（ ）内の数字は、朝霞市内における健康被害届出人数を再掲したもの

⑦ 微小粒子状物質（PM2.5）＊

埼玉県では、PM2.5の常時監視測定を行い、毎日午前8時、午後0時30分、午後5時30分の計3回にPM2.5の濃度が、環境省が設置した「微小粒子状物質（PM2.5）に関する専門家会合」で示された暫定指針値（日平均70マイクログラム立法メートル）を超えるおそれがあると予測された場合は、県ホームページ等で注意喚起を行っています。午前の予測は、県内を2地域に分けて行われ、午後の予測は、県内を8地域に分けて行われます。（朝霞市は、午前の予測では県南部、午後の予測では県南中部に属しています。）。

市では、県からの注意喚起についての依頼を受けた場合、「微小粒子状物質（PM2.5）に係る朝霞市大気汚染状況の伝達業務実施要領」に基づき、防災無線や市ホームページ等で、市民の皆様にお知らせして、不要不急の外出を控える、換気や窓の開閉を必要最小限にするなどのお願いをしています。

令和3年度の県南部及び県南中部での注意喚起はありませんでした。

⑧ 低公害車＊の導入

自動車は経済・社会の発展に貢献し、現代生活の交通手段として重要な役割を担っています。しかし、一方では、大気汚染や騒音など環境にも大きな影響を及ぼしているのも事実です。近年では、そうした環境への負荷を低減させる手段として、低公害車の導入が進んでいます。

令和3年度は公用車の入れ替えに当たり、3台の低公害車を導入しました。今後も公用車の入れ替えの際には、「朝霞市低公害車導入指針」に基づき、低公害車を積極的に導入していきます。

（2）悪臭の防止

悪臭は、人の嗅覚をとおして不快感等をもたらす感覚公害のひとつで、人の感覚に直接訴える公害であるため、古くから衛生的で快適な生活環境を損なうものとして認識されてきました。「悪臭防止法」が昭和47年5月31日から施行され、埼玉県においても、工場その他の事業場の事業活動に伴って発生する悪臭原因物の排出について基準を設けています。

悪臭防止対策として、パトロールによる監視及び事業場への立ち入り等を行っています。

【悪臭相談の受付件数】

年度	件数
令和3年度	1
令和2年度	1
令和元年度	3

※相談件数は新規で受付した件数となります

(3) 放射性物質による環境汚染への対応

平成23年3月11日の東日本大震災により、東京電力福島第一原子力発電所において事故が発生し、大量の放射性物質が大気中に放出されました。

市では、市役所正面駐車場、保育園、幼稚園、小・中学校、公園等において、簡易測定器による空間放射線量の定点測定を実施しています。

また、「朝霞市における放射線量基準に関する当面の考え方について」を策定し、「毎時0.19マイクロシーベルト」という市の公共施設における除染の判断基準を定め、市の公共施設において、定点測定のほか、比較的線量が高いとされる雨樋の下などの、いわゆるホット・スポットと呼ばれる場所の空間放射線量を年1回測定しています。

さらに、市民向けに空間放射線量の簡易測定器の貸し出しを行っています。令和3年度は15件の貸し出しを行いました。そのほか、学校・保育園の給食食材、水道水、クリーンセンターの焼却灰、市内産農産物、学校等のプールの水や保育園の砂場についても、放射性物質の測定を継続的に実施しており、測定結果を市ホームページで公表しています。

引き続き、空間放射線量の調査を行うとともに結果を公表し、市民の皆様の安全安心に取り組んでいきます。

【市内公共施設等における空間放射線量測定記録（令和3年度実績）】

（単位：毎時マイクロシーベルト）

測定場所	最 大 値		最 小 値		平均値 (地上)
	測定値	測 定 日 測定場所	測定値	測 定 日 測定場所	測定値
市役所 正面玄関 週1回	0.085	R3.10.13 地上1m	0.049	R3.9.15 地上1m	0.060
保育園等（28園） 園庭 年4回	0.112	R4.1.28 地上50cm	0.035	R4.1.28 地上50cm	0.060
幼稚園（私立5園） 園庭 年4回	0.104	R4.3.30 地表付近	0.034	R4.3.30 地上50cm	0.058
学校（小・中学校15校） 校庭 年3回	0.089	R3.5.25 地表付近	0.030	R3.5.31 地上50cm	0.056
公園・児童遊園地（10カ所） 敷地内 年4回	0.077	R3.6.24 地表付近	0.032	R3.10.15 地上50cm	0.058

※各測定場所の測定結果及び市役所正面玄関の経年の測定結果については、資料編の92～97ページに掲載しています。

簡易放射線測定器（空間線量計）の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤、または通学している方に対し簡易放射線測定器の貸出しを無料でを行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係
048-463-1512



1-2 きれいな水と土

(1) 河川などの水質保全

① 河川調査

水質汚濁とは、工場・事業場や家庭などから排出される汚水によって、河川等の水質が悪化することをいいます。

かつては事業系の排水が主な汚濁原因となっていました。近年は工場に対する排水規制や下水道等の整備が進んできたことから、河川の水質汚濁は、改善されてきたといえます。

河川等は本来、自ら汚れをきれいにする働き（自浄作用）をもっています。しかし、この働きを超える量の汚濁物質が流入してしまうと水質汚濁が進んでしまいます。水質汚濁を防止するためには、工場・事業場はもとより各家庭のほんのわずかな気づかいが大きな効果を生みます。

市では、「新河岸川・黒目川・越戸川」（以下「市内3河川」という。）において公共用水域の水質汚濁に係る環境基準*に基づく水質調査を実施しています。また、埼玉県においても、黒目川東橋付近で調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の77～85ページに掲載しています。

② 小排水路調査

市内3河川に流入している小排水路7箇所において、水質調査を実施しています。小排水路には環境基準はありませんが、河川の環境基準を準用し、河川に与える影響を調査しています。

※詳細な調査結果については、資料編の86～87ページに掲載しています。

河川の汚濁負荷を低減するために家庭でできること

その1 汚れた食器は洗う前によくふきましょう。

食器に残った油やソースを、洗い流す前に紙などでふき取りましょう。

その2 料理を作りすぎず、油や残り汁を流さないようにしましょう。

なるべく全部食べきれるように、料理を作りましょう。

その3 細かい調理くずを流さないようにしましょう。

三角コーナーや排水口のストレーナーには水切りろ紙袋や使い古しのストッキングなどをかぶせましょう。

その4 シャンプーや洗剤を使い過ぎないようにしましょう。

洗剤を適量以上使っても、洗浄力はそれほど変わりません。

その5 米のとぎ汁は、捨てないで植木や草花にかけるなど工夫しましょう。

③ 生物調査

川の中には昆虫の幼虫やヒル、イトミミズなどの生物が棲んでおり、川底などに多く見られることから「底生生物」と呼ばれています。また、河床や石に付着している藻などは「付着藻類」と呼ばれています。

これらの生物は、種類によって水の汚れに耐えられる限度が異なるため、川の汚れの状況に応じて種類や数に変化することから、生物調査を行うことによって、その川の汚れの程度を知ることができます。生物調査は、化学分析のように水に含まれる物質の種類や量を測ることはできませんが、水中の生物は一定時間をかけて発生・成長しているので、比較的長期間の水中の状況を推測することができます。

市では、新河岸川の中流地点、黒目川、越戸川の下流地点で調査を行っています。

水質階級名	水質状況	代表的な指標生物
水質階級（Ⅰ）	きれいな水（川底が見える）	サワガニ、ナミウズムシ
水質階級（Ⅱ）	ややきれいな水（水がやや濁っている）	オオシマトビケラ、コオニヤンマ
水質階級（Ⅲ）	きたない水（川底が泥っぽい）	ミズムシ、シマイシビル
水質階級（Ⅳ）	とてもきたない水（水が濁っている）	エラミミズ、サカマキガイ

出典：「全国水生生物調査」環境省・国土交通省

④ 地下水調査

市内の地下を流れる水の水質を把握するため、地下水13地点、湧水1地点において地下水調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の88ページに掲載しています。

⑤ ユスリカ調査

市内3河川において、不快害虫と言われているユスリカ類の生息状況を把握し、基礎資料とするため、河川底泥中のユスリカ幼虫の個体数を調査しています。

⑥ 魚類調査

市内3河川における魚類の生息状況を把握するため、魚類調査を実施しています。

※詳細な調査結果については、資料編の89～91ページに掲載しています。

⑦ 水質汚濁防止法特定事業所立ち入り調査（有害物質取扱事業所を含む）

水質汚濁防止法の特定施設からの事業場排水について監視及び適正化を図るため、埼玉県西部環境管理事務所が立ち入り調査、採水調査を行い、その結果の報告を受けています。

⑧ 底質調査

市内3河川における河底の有機物質の蓄積状況を把握するため、2年に1度、底質調査を実施しています。

（調査結果については次ページ参照）

○水質調査結果まとめ

	調査内容	調査地点	調査回数
水 質 調 査	①河川調査	新河岸川：新宮戸橋付近 (C類型) 内間木橋付近 黒目川：大橋付近 (C類型) 東林橋付近 越戸川：越戸橋付近 (類型指定なし) 東和橋付近	年4回 (6月、8月、12月、2月)
			年2回(6月、12月)
			年1回(6月)
			年2回(8月、12月)
	②小排水路調査	新河岸川、黒目川の各3地点及び越戸川1地点	年2回(8月、2月)
	③生物調査	新河岸川：新盛橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)
	④地下水調査	地下水13地点、湧水1地点	年1回(11月)
	⑤ユスリカ調査	新河岸川：新宮戸橋付近 黒目川：大橋付近 越戸川：越戸橋付近	年1回(12月)
	⑥魚類調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：東林橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(7月)
	⑦水質汚濁防止法特定事業所立入調査	立入調査：8事業所 分析調査：4事業所 ※指導権限をもつ埼玉県西部環境管理事務所と連携を図り、立入調査、指導(有害物質取扱事業所を含む)	不特定日
	⑧底質調査	新河岸川：内間木橋付近 黒目川：笹橋付近 越戸川：東和橋付近	年1回(8月)

調査項目	調査結果
生活環境項目、一般項目、流量	6月調査において、黒目川（中流）東林橋付近の水素イオン濃度（pH）について、環境基準を超過し、不適合（8.6）であった。また、越戸川（上流）の越戸橋付近の全亜鉛について、環境基準を超過し、不適合（0.057）であった。 ※環境基準：水素イオン濃度 6.5～8.5（日間平均値） ※環境基準：全亜鉛 0.03mg/L 以下
健康項目	基準に適合していた。
要監視項目	基準に適合していた。
追加項目（化学的酸素要求量・ふん便性大腸菌群数）※黒目川	環境基準はないが、「水浴場水質判定基準」を参考とした結果、すべてふん便性大腸菌群数が基準値を超過し、不適となった。 ※判定基準の区分：適（水質 AA・A）、可（水質 B・C）、不適
生活環境項目、流量	小排水路には環境基準はないが、参考値として流入先の河川の基準値を準用した結果、水素イオン濃度（pH）、生物化学的酸素要求量（BOD）、全亜鉛や直鎖アルキルベンゼンスルホン酸及びその塩（LAS）が基準値を超過した。
底生生物・付着藻類	総合判定の結果、市内3河川において、「全国水生生物調査」の水質階級による水質状況は「ややきれいな水～きたない水の間」との結果となった。 ※水質状況：きれいな水、ややきれいな水、きたない水、とてもきたない水（水質階級：4階級）
1,1,1-トリクロロエタン、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン等	地下水・湧水全 14 地点中 13 地点で基準に適合。 地下水 1 地点でテトラクロロエチレンが不適合（0.011 mg/L）であった。 ※不適合地点は、継続して調査を実施する。 ※環境基準：テトラクロロエチレン 0.01mg/L 以下（年平均）
ユスリカ幼虫数	新河岸川(0個体)、黒目川(4個体)、越戸川(2個体)
魚類等出現種	市内3河川において、魚類 15種、甲殻類5種、両生類1種、は虫類1種が確認された。 （うち外来種：魚類 1 種、甲殻類 1 種、両生類 1 種、は虫類 1 種）
水素イオン濃度、化学的酸素要求量等	水素イオン濃度：2事業場が不適合であった。 ※2事業場に対しては、西部環境管理事務所から浄化槽の使用状況に応じた適切な運転とするよう助言がなされた。
カドミウム、鉛、六価クロム等 11項目	基準に適合していた。

※詳細については、資料編の77～91ページに掲載しています。

⑨ 下水道の整備

本市における下水道の整備については、従来の市街化区域内の整備がほぼ完了しましたが、平成23年1月に旧暫定逆線引き地区*が市街化区域に編入されたことから、同地区の整備を進めています。（平成25年7月1日から宮戸2丁目、岡1丁目、根岸台2丁目、根岸台7丁目の各一部供用開始）

また、「広報あさか」及び市ホームページ等で市民に対し水洗化への早期切り替えについての啓発を継続して行っており、今後も積極的な啓発活動等により公共下水道への接続を促進していきます。

【下水道普及率及び水洗化率の推移】

区 分 年 度	下水道普及率（％）		水洗化率（％）
	朝 霞 市	埼 玉 県	
令和3年度	97.8	82.9	99.1
令和2年度	97.8	82.4	99.1
令和元年度	97.7	81.9	99.0

※ 下水道普及率＝処理区域内人口／行政人口×100

※ 水 洗 化 率＝水 洗 化 人 口／処理区域内人口×100

⑩ 合併処理浄化槽*の設置

下水道未整備区域に浄化槽を設置する際には、「浄化槽法」に基づき合併処理浄化槽とすることが義務づけられ、し尿のみを処理する単独処理浄化槽*をすでに設置している方については、合併処理浄化槽への転換に努めなければならないとされています。

この合併処理浄化槽は、適正な管理を行うことにより、し尿と風呂や台所などから排出される水質汚濁の原因である生活雑排水を同時に処理することができることから、河川の水質環境を保全する有効な排水処理施設とされています。

市では、「広報あさか」及び市ホームページへの掲載などで、浄化槽の適正な維持管理の必要性和併せ、合併処理浄化槽の設置及び単独処理浄化槽から合併処理浄化槽への転換について啓発を行っています。

なお、令和3年度の合併処理浄化槽の届出処理件数は13件でした。

【届出件数の内訳】

	使用開始届	廃止届	その他
令和3年度	7	3	3
令和2年度	3	0	2
令和元年度	1	2	0

(2) 地下水汚染の防止、土壌汚染の防止

① 地下水汚染の防止

地下水は、目に見えない地下に存在することから、人々に意識されることはあまり多くありませんが、飲用を除く生活用水のほか、災害時における緊急の水源としても活用できるなど、重要な役割を果たしています。

令和3年度は、井戸水の有機塩素系化合物による汚染状況の概況を把握するために、代表的な物質であるトリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、1,1,1-トリクロロエタンの3物質等について市内13地点で調査しました。

なお、この調査は飲料水としての調査ではないため、飲用への適否については保健所の指導を受けるよう井戸水の利用者に通知しています。

※詳細な調査結果については、資料編の88ページに掲載しています。

【井戸水調査結果（採水日：令和3年11月17日）】

物 質 名	調査地点数	基準値超過地点数
トリクロロエチレン	13	0
テトラクロロエチレン	13	1
1,1,1-トリクロロエタン	13	0

② 土壌汚染の防止

土壌汚染の原因となる物質を使用する事業所や工場跡地等での土壌汚染に対して、県とともに土壌汚染の未然防止の観点から把握・指導に努めます。

また、市では、市有施設・樹木の消毒等に関する取り組みとして、「朝霞市における市有施設・樹木の消毒等に関する取組方針」を定め、いわゆる環境ホルモン*やダイオキシン類などによる健康や生態系への影響を避けるため、病害虫が発生した場合はその樹木を剪定することなどで対応し、薬剤散布は必要最小限にとどめています。

1-3 明るく住み良いまち

(1) 騒音の防止、振動の防止

① 鉄道騒音及び振動測定調査

市では、平成4年度から、JR武蔵野線沿線13市で構成する「武蔵野線公害対策連絡協議会」に加入し、宮戸地内の平坦地（第一種住居地域）の近接側軌道中心から12.5mの地点で騒音・振動測定を実施しています。測定結果及び隣接住民等に対する騒音・振動対策については、協議会を通し日本貨物鉄道㈱及び東日本旅客鉄道㈱に改善要望書の提出を行いました。武蔵野線については、「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の対象ではないが、周辺住民への騒音・振動を軽減するために、新型車輛の導入、車輛の改良、ロングレール化、日常の枕木等のメンテナンスなどの対応を引き続き継続していく考えである、との回答でした。

【武蔵野線騒音測定結果】

単位：デシベル（dB）

年度	区分	12.5m地点					
		測定日	客 車		貨 車		等価騒音レベル
			上 り	下 り	上 り	下 り	
令和3年度		5月8日	83.5	82.5	84.6	85.7	昼間 60.5 夜間（推定値） 57.6
令和2年度		7月11日	85.0	82.9	83.0	85.3	60.1 58.7
令和元年度		5月18日	85.2	84.5	85.7	87.9	62.1 60.2

※測定方法：「新幹線鉄道騒音に係る環境基準について」（昭和50年7月29日環境庁告示第46号）及び「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」（平成7年12月20日環大第一174号）に準拠しています。

※指針値：「在来鉄道の新設又は大規模改良に際しての騒音対策の指針について」の等価騒音レベルで昼間は60dB以下、夜間は55dB以下とすることとしています。

【武蔵野線振動測定結果】

単位：デシベル（dB）

年度	区分	12.5m地点			
		測定日	客 車		貨 車
			上 り	下 り	
令和3年度		5月8日	59.6	53.6	59.9 58.0
令和2年度		7月11日	57.0	53.2	58.7 58.4
令和元年度		5月18日	57.8	58.9	59.9 59.5

※測定方法：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」（昭和51年3月12日環大特32号）に準拠しています。

※指針値：「環境保全上緊急を要する新幹線鉄道振動対策について（勧告）」の新幹線鉄道振動の補正加速度レベルが、70dBを超える地域について振動防止対策等を講ずることとしています。

② 自動車騒音常時監視

騒音規制法第18条に基づき、市内の主要幹線道路7路線14区間を対象として自動車騒音状況の常時監視を実施しています。

評価手法は、調査路線の周辺（50メートル）の騒音の状況を把握するために実施する面的評価と、面的評価を推計するために必要なデータを採取する点的評価があります。

令和3年度は、1路線3区間について調査を実施しました。

○自動車騒音常時監視調査結果【年1回（12月）24時間測定】

調査方法	【点的評価】 調査区間ごとに選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【面的評価】 点的評価の騒音値を区間全体に準用し、昼夜ともに基準を達成した道路端50m内の住居戸数割合
調査地点	【調査路線及び調査地点】 ○新座和光線 A 区 間（面的）：朝霞・新座市境（膝折町3丁目水道道路交差点付近）～膝折町4丁目交差点間 調査地点（点的）：膝折町3丁目7-31付近 B 区 間（面的）：膝折町4丁目交差点～膝折町2丁目交差点間 調査地点（点的）：膝折町4丁目7-16付近 C 区 間（面的）：幸町2丁目交差点～朝霞・和光市境（栄町2丁目）間 調査地点（点的）：栄町3丁目8-33付近
調査結果	【点的評価】 A 膝折町3丁目7-31付近（昼間：70dB、夜間：65dB） B 膝折町4丁目7-16付近（昼間：69dB、夜間：65dB） C 栄町3丁目8-33付近（昼間：70dB、夜間：65dB） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼 間： 6時～22時 夜 間： 22時～6時 環境基準：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 要請限度：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下
	【面的評価】 ○新座和光線 A 朝霞・新座市境（膝折町3丁目水道道路交差点付近）～膝折町4丁目交差点間 基準値達成戸数割合 100%（108戸／108戸） B 膝折町4丁目交差点～膝折町2丁目交差点間 基準値達成戸数割合 98.9%（173戸／175戸） C 幸町2丁目交差点～朝霞・和光市境（栄町2丁目）間 基準値達成戸数割合 96%（1,014戸／1,056戸）

③ 道路騒音振動調査

市内主要道の道路騒音・振動の現況把握を行うことにより、沿道付近の生活住環境の悪化などの把握を行うために実施しています。

令和3年度は、4地点について調査を実施しました。

○道路騒音振動調査結果【年1回（12月）24時間測定】

調査方法	【騒音測定】 選定した地点での24時間騒音測定値の評価 【振動測定】 選定した地点での24時間振動測定値の評価
調査地点	A 東圓寺前交差点付近（岡2丁目3-1付近） B 朝霞宮戸郵便局付近（宮戸1丁目2-46付近） C 栄町第六児童遊園地付近（栄町3丁目5-15付近） D 三原2丁目交差点付近（三原3丁目30-5番付近）
調査結果	【騒音調査】 A 東圓寺前交差点付近：昼70dB、夜65dB 環境基準：不適合（昼及び夜） B 朝霞宮戸郵便局付近：昼70dB、夜64dB 環境基準：不適合（昼及び夜） C 栄町第六児童遊園地付近：昼60dB、夜53dB 環境基準：適合（昼及び夜） D 三原2丁目交差点付近：昼68dB、夜60dB 環境基準：不適合（昼及び夜） （参考） 評価方法：等価騒音レベル（測定値の平均） 昼間：6時～22時 夜間：22時～6時 環境基準（A・C）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （B・D）：昼間 60dB以下、夜間 55dB以下 要請限度（A・C）：昼間 75dB以下、夜間 70dB以下 （B・D）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下 【振動調査】 A 東圓寺前交差点付近：昼50dB、夜40dB B 朝霞宮戸郵便局付近：昼53dB、夜44dB C 栄町第六児童遊園地付近：昼43dB、夜31dB D 三原2丁目交差点付近：昼50dB、夜39dB （参考） 評価方法：時間率振動レベル 昼間：8時～19時 夜間：19時～8時 環境基準：なし 要請限度：（A・B・D）：昼間 65dB以下、夜間 60dB以下 （C）：昼間 70dB以下、夜間 65dB以下

④ 建設工事等の騒音及び振動防止対策

「騒音規制法」及び「振動規制法」に基づく特定建設作業の実施の届出の際に、その事業主等に対して、作業中は規制基準を遵守し、周辺の生活環境の保全に努めるよう指導しています。また、「騒音規制法」、「振動規制法」及び「埼玉県生活環境保全条例」に基づく特定施設、指定騒音施設及び指定振動施設を設置等する場合に、騒音の防止に関して措置を講じるよう指導しています。なお、苦情に関しては現地確認のうえ、状況に応じ測定を実施し、事業主等に対して改善指導を行っています。

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の設置状況（令和4年3月31日現在）】

騒音規制法による特定施設の設置状況				振動規制法による特定施設の設置状況			
区分		特定工場数	特定施設数	区分		特定工場数	特定施設数
金属加工機械	圧延機械	85	351	金属加工機械	液圧プレス	84	532
	製管機械				機械プレス		
	ベンディングマシン				せん断機		
	液圧プレス				鍛造機		
	機械プレス				ワイヤーフォーミングマシン		
	せん断機				—		
	鍛造機			圧縮機		47	305
	ワイヤーフォーミングマシン			土石用 鉱物用	破碎機	7	19
	プラスト				摩砕機		
	タンブラー				ふるい		
切断機			分級機				
空気圧縮機等	空気圧縮機	84	865	織機		0	1
	送風機			コンクリートブロックマシン	1	2	
土石用 鉱物用	破碎機	4	16	コンクリート管・柱製造機械			
	摩砕機				木材加工	ドラムバーカー	2
	ふるい			チップパー			
	分級機			印刷機械		32	138
織機		0	0	ゴム練用・合成樹脂ロール機		0	0
プラント	コンクリートプラント	9	13	合成樹脂用射出成形機		22	211
	アスファルトプラント			鋳型造型機		1	5
穀物用製粉機		0	0				
木材加工機械	ドラムバーカー	6	23				
	チップパー						
	碎木機						
	帯のこ盤						
	丸のこ盤						
	かなな盤						
抄紙機		1	1				
印刷機械		47	176				
合成樹脂用射出成形機		25	137				
鋳型造型機		1	5				
計		262	1,587	計		196	1,217

騒音計の貸出しを行っています！

市では、市内に居住、通勤または通学している方に対し、騒音計の貸出しを無料で行っています。

問合せ／環境推進課 環境対策係

048 - 463 - 1512



【埼玉県生活環境保全条例による

指定騒音施設・指定騒音作業・指定振動施設の設置状況】

(令和4年3月31日現在)

施 設 の 種 類		指定工場等の総数	指定施設の総数
指定騒音施設	木材加工機械	15	63
	合成樹脂用粉砕機	1	2
	ペレタイザー	0	0
	コルゲートマシン	0	0
	シェイクアウトマシン	0	0
	ダイカスト機	1	5
	冷却塔	14	72
	計	31	142
指定騒音作業	金属板のつち打加工	5	
	ハンドグラインダー使用	15	
	電気のこぎり・電気かんな使用	3	
	計	23	
指定振動施設	シェイクアウトマシン	0	0
	オシレイティングコンベア	0	0
	計	0	0

【騒音規制法・振動規制法による特定建設作業の届出状況】

(令和3年度)

種 類	区 分	種 類	区 分
くい打機	2	くい打機	2
びょう打機	0	鋼球	0
さく岩機	23	舗装版破砕機	1
空気圧縮機	9	ブレーカー	21
プラント	0		
バックホウ	9		
トラクターショベル	0		
ブルドーザー	0		
計	43	計	24

【騒音規制法・振動規制法による特定施設の届出状況】

(令和3年度)

種 類	区 分	騒 音	振 動
設 置 届 出		2	1
使 用 届 出		0	0
数 変 更 届 出		0	0
防止の方法変更届出		0	0
氏名等の変更届出		3	4
使用全廃届出		0	0
承 継 届 出		0	0
計		5	5

(2) 日照阻害の防止、電波障害の防止

① 日照阻害の防止

市では、日照阻害対策として、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」により、事業者等に近隣住民への説明会開催を義務付ける等、紛争を未然に防ぐための枠組みを定めています。

なお、令和3年度の条例に基づく中高層建築物の届出は10件でした。

② 電波障害の防止

電波障害の対策については従来から法律上の規定はなく、明文化された救済規定もありません。

市では、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」において、テレビジョン電波受信障害対策として、「朝霞市建築物等によるテレビ電波障害に関する指導方針」を定め、新たに電波障害を生ずるおそれがある建築物等を建築しようとするものに対して、予測や防止対策について協議するよう指導して電波障害の防止に努めています。

デジタル放送は、建築物等を原因とする電波障害は発生しにくいといわれていますが、全く発生しないというわけではありません。

今後もこれまでと同様、指導方針に則り電波障害の防止に努めていきます。

【テレビ電波障害防止に関する誓約書届出件数】

(令和3年度)

地区名	本町	幸町	栄町	仲町	溝沼	三原	北原
件数	0	1	1	0	0	0	2
地区名	西原	西弁財	東弁財	浜崎	膝折町	根岸台	岡
件数	0	0	0	2	1	0	0
地区名	泉水	宮戸	朝志ヶ丘	大字他	合 計 9 件		
件数	0	0	0	2			

1-4 安全なまち

(1) 有害物質等環境リスクの低減

① 有害廃棄物不法投棄の防止

市では、有害廃棄物不法投棄の未然防止と、不法に投棄された廃棄物の早期発見・回収の一環として、職員による巡回パトロール及び委託による夜間の監視パトロールを実施しています。

② 水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査（有害物質取扱事業所を含む）

河川や排水路等の公共用水域の水は、上水道や農業用水等に利用されており、生活環境を保全するためにも、良好な水質にしておかなければなりません。

このため、有害な汚水や廃液が発生する事業場には、「水質汚濁防止法」及び「埼玉県生活環境保全条例」等で排水規制が行われています。

市では、埼玉県西部環境管理事務所と協力して、事業場に合同で立入調査をし、排出水の監視に努めています。また、埼玉県西部環境管理事務所が採水調査をした結果の報告を受けて情報共有に努めています。

【水質汚濁防止法特定事業所排水分析調査結果（令和3年度）】

事業場数	適 合 数	不適合数
4	2	2

【項目別適合状況（令和3年度）】

項 目	区 分	
	調 査 数	適 合 数
水素イオン濃度（pH）	4	2
化学的酸素要求量（COD）	3	3

(2) 自然災害の軽減

① 水害の防止

市には、荒川、新河岸川、黒目川、越戸川の4河川が流れており、歴史的に人と水との関わりは深く、古くから水の恩恵を受けてきました。しかし、一方では水害も多く、江戸から昭和にかけて水害のなかった年はないほどです。

このような歴史を踏まえて、本市では水害による被害を最小限に食い止めるための総合治水対策の一環として、雨水が河川や下水道に短時間に流入しないように、「朝霞市開発事業等の手続及び基準等に関する条例」による指導を行い、雨水流出の抑制に努めています。

台風や局地的な大雨で、市内でも家へ浸水するなどの被害がある場合があります。被害を受けた場合、通常、洗浄と乾燥により対応しますが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行います。

【市が実施した消毒件数】

年度	内訳	合計件数
令和3年度	—	0件
令和2年度	集中豪雨1件 (R2.7.1) 集中豪雨6件 (R2.7.25)	7件
令和元年度	台風19号232件 (R1.10.12)	232件

台風や大雨による浸水被害を受けたときの消毒

台風や大雨による浸水によって、泥などの汚れが臭いのもとになる可能性があります。そこで、被害を受けたときは、できる限り泥を洗い流し、よく乾燥させることが大切です。

通常は、洗浄と乾燥で十分ですが、汚水が混入した場合などは、感染症予防のため消毒を行いましょう。なお、泥などの汚れが残ったままでは、消毒薬の効果が期待できなくなりますので、消毒の前に洗浄と乾燥をしっかりと行うのが大切です。



《家の中の消毒》

消毒薬（次亜塩素酸ナトリウム 0.02 パーセント溶液）にタオルやふきんを浸し、軽くしぼったもので拭いて消毒をします。次亜塩素酸ナトリウムは、漂白作用があるので、色落ちしては困る場所は避け、金属やゴムについては仕上げに水拭きをします。次亜塩素酸ナトリウム溶液は、家庭用の漂白剤でも同様の効果があります。製品によって濃度が異なりますので、水で薄める時は製品の使用方法を確認してください。

《家まわりの消毒》

家のまわり（屋外）を消毒するときには、クレゾールをまく方法がありますが、この薬品は臭いが強いので使用には気をつけましょう。クレゾールは、薬局等でお買い求めの上、使用上の注意をよく確認してください。



手洗いを忘れずに！！

洗浄と乾燥、消毒をしたら、ご自身の感染症予防のために、必ず石けんなどで手を洗いましょう。

※ ご自身で消毒することが困難な場合、状況によっては市職員を派遣し消毒いたします。

問合せ：環境推進課 048-463-1504



② 崖崩れの防止

市では、崖に新設される建築物や擁壁に関して、建築基準法及び埼玉県建築基準法施行条例に基づく指導、助言を行い、崩落を助長するような行為が行われないように努めています。

③ 地震対策の徹底

市では、建築物の耐震化対策として、昭和 56 年 5 月 31 日以前の旧耐震設計基準の既存建築物所有者に対して、耐震診断及び耐震改修補助を行っています。令和 3 年度は、耐震診断 3 件、耐震改修 1 件の補助を行いました。

また、地震発生時におけるブロック塀等の倒壊による被害の未然防止対策として、ブロック塀等の所有者及び管理者に対して、撤去費用に補助を行っています。令和 3 年度は、27 件の補助を行いました。

公共施設においては、平成 28 年 3 月に策定した「朝霞市公共施設等総合管理計画」及び令和 3 年 2 月に策定した「朝霞市公共施設等マネジメント実施計画」に従って、計画的に耐震化を進めています。令和 3 年度は、耐震改修として図書館本館開架室や研究コーナーの天井の改修を実施しました。

④ 火災対策の徹底

市では、火災防止対策として、地域ぐるみで防災活動にあたる自主防災組織の結成を奨励しております。また、延焼火災の遮断として有効な機能を持つ避難場所の確保のため、農地・公園・緑地の保全に努めています。